

スロバキア共和国産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 SK. I
委 任 状	附属書 SK. II

略語のリスト

国内官庁：	スロバキア共和国産業財産庁
PA：	特許， 補充的保護証明書， その他の法律の改正に関する法律 No. 435/2001 Coll. (特許法)， 改正済 ¹
UM：	実用新案及び一部の法律の改正に関する法律 No. 517/2007 Coll, 改正済 ¹
AF：	行政手数料に関する法律 No. 145/1995 Coll, 改正済 ¹
AP：	行政手続に関する法律 No. 71/1967 Coll, 改正済 ¹
MF：	特許維持手数料， スロバキア共和国で有効な欧州特許の維持手数料， 医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書の維持手数料， 一部の法律の改正に関する法律 No. 495/2008 Coll, 改正済 ¹

¹ 法令の条文はインターネット <http://www.upv.sk> 又は <http://www.indprop.gov.sk> から入手することができる。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

出願手数料¹：

－発明者又は共同発明者が出願した場合	30
－発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合	60

他の出願人名義への出願譲渡の登録手数料	30
---------------------	----

審査請求手数料

－基本手数料	116
－10個を超える各請求の範囲の追加手数料	20

2回目以降の期間延長手数料	20
---------------	----

手続続行手数料	66
---------	----

権利回復手数料	166
---------	-----

10頁を超えない特許明細書の発行手数料	66
---------------------	----

－各追加頁につき	10
----------	----

年 金

－第3年度	66
－第4年度	82.50
－第5年度	99.50
－第6年度	116
－第7年度	132.50
－第8年度	149
－第9年度	165.50
－第10年度	199
－第11年度	232
－第12年度	265.50
－第13年度	298.50
－第14年度	331.50
－第15年度	365
－第16年度	398
－第17年度	464.50
－第18年度	531
－第19年度	597
－第20年度	663.50

実用新案

出願手数料¹：

－発明者又は共同発明者が出願した場合	34
－発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合	68

1 出願が電子手段によって行われた場合、出願手数料は50%減額される。

実用新案登録の有効期間延長²

－ 3年間について, 1回目	150
－ 実用新案の失効後6か月以内に請求する場合, 3年間について, 1回目	300
－ 3年間について, 2回目	300
－ 実用新案の失効後6か月以内に請求する場合, 3年間について, 2回目	600

手数料の支払方法

手数料は次の通貨による支払が要求される：ユーロ（EUR）。

支払は、スロバキア共和国産業財産庁の口座 No. 7000060750/8180 宛に行われなければならない。

銀行名： State Treasury
Radlinského 32
810 05 Bratislava
口座名義人： Depozitný účet ÚPV SR BB
IBANコード： SK49 8180 0000 0070 0006 0750
BICコード： SPSRSKBA
固定符合： 0558

手数料の支払を行う者は、国内官庁が手数料支払のために指定した「可変記号（variable symbol）」の表示が義務づけられている。

維持手数料の支払及び実用新案手数料の支払に関する更なる情報については、次を参照されたい。

<http://www.upv.sk/?patents-maintenance-fees>

<https://www.indprop.gov.sk/en/utility-models/utility-models/administrative-fees>

2 実用新案が、有効期間満了後に実用新案登録簿に登録された場合、国内官庁は登録証発行日から2か月以内に有効期間延長手数料を支払うよう出願人に通知する。